

介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

[illegible]

(注意)

1. この届出書は、要支援認定の申請時に、もしくは、介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに昭島市へ提出してください。
2. 介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず昭島市に届出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。